

岩手県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 19 日

岩手県議会議長 伊藤 勢 至

岩手県議会規則第 1 号

岩手県議会会議規則の一部を改正する規則

岩手県議会会議規則（昭和 31 年岩手県議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(議案の提出)</p> <p>第14条 議員が、議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては、所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては、<u>5人以上</u>の賛成者とともに連署して、あらかじめ議長に提出しなければならない。</p>	<p>(議案の提出)</p> <p>第14条 議員が、議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては、所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては、<u>4人以上</u>の賛成者とともに連署して、あらかじめ議長に提出しなければならない。</p> <p><u>2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、委員長名をもって、あらかじめ議長に提出しなければならない。</u></p>
<p>(修正の動議)</p> <p>第17条 修正の動議は、その案を備え、法第115条の2の規定によるものについては、所定の発議者が連署し、その他のものについては、<u>5人以上</u>の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。</p>	<p>(修正の動議)</p> <p>第17条 修正の動議は、その案を備え、法第115条の2の規定によるものについては、所定の発議者が連署し、その他のものについては、<u>4人以上</u>の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。</p>
<p>(先決動議の措置)</p> <p>第18条 他の事件に先立って表決に付きなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を定める。ただし、出席議員<u>5人以上</u>から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。</p>	<p>(先決動議の措置)</p> <p>第18条 他の事件に先立って表決に付きなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を定める。ただし、出席議員<u>4人以上</u>から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。</p>
<p>(一括議題)</p> <p>第33条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員<u>5人以上</u>から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。</p>	<p>(一括議題)</p> <p>第33条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員<u>4人以上</u>から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。</p>
<p>(議案等の説明、質疑及び委員会付託)</p> <p>第34条 会議に付する事件は、第84条<u>(請願の委員会付託)</u>に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは、質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。</p>	<p>(議案等の説明、質疑及び委員会付託)</p> <p>第34条 会議に付する事件は、第84条(請願の委員会付託)に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは、質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、委員会提出に係る議案は、委員会に付託しない。ただし、議会の議決で付託することができる。</u></p>
<p><u>2</u> [略]</p> <p>(発言時間の制限)</p> <p>第51条 [略]</p>	<p><u>3</u> [略]</p> <p>(発言時間の制限)</p> <p>第51条 [略]</p>

2 議長の定めた時間の制限につき、出席議員 5人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。
(所管事務等の調査)

第67条 [略]

2 前項の規定は、議会運営委員会が、法第109条の2第3項に規定する調査を行う場合について、準用する。
(起立による表決)

第74条 [略]

2 議長が起立者の多少を認定し難いとき又は議長の宣告に対し、出席議員 5人以上から異議があるときは、議長は、投票で表決を採らなければならない。
(投票による表決)

第75条 議長が必要があると認めるとき又は出席議員 5人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

2 [略]

(簡易表決)

第80条 [略]

2 異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対し、出席議員 5人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決を採らなければならない。
(表決の順序)

第81条 [略]

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を定める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について、出席議員 5人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

3 [略]

(資格決定の審査)

第92条 前条の要求については、議会は、第34条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第2項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。

(懲罰の審査)

第103条 懲罰については、議会は、第34条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第2項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することができない。

2 議長の定めた時間の制限につき、出席議員 4人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。
(所管事務等の調査)

第67条 [略]

2 前項の規定は、議会運営委員会が、法第109条の2第4項に規定する調査を行う場合について、準用する。
(起立による表決)

第74条 [略]

2 議長が起立者の多少を認定し難いとき又は議長の宣告に対し、出席議員 4人以上から異議があるときは、議長は、投票で表決を採らなければならない。
(投票による表決)

第75条 議長が必要があると認めるとき又は出席議員 4人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

2 [略]

(簡易表決)

第80条 [略]

2 異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対し、出席議員 4人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決を採らなければならない。
(表決の順序)

第81条 [略]

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を定める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について、出席議員 4人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

3 [略]

(資格決定の審査)

第92条 前条の要求については、議会は、第34条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。

(懲罰の審査)

第103条 懲罰については、議会は、第34条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することができない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成19年4月30日から施行する。